

## 令和4年度 第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事録（要旨）

開催日時：令和4年7月28日（木）10：00～12：00

場 所：高知会館 白鳳

出席者名：大城由美、八田章光、岡上裕、中島香織、井奥和男、古谷純代、西村愛子、  
津野桃代、吉野晴喜、笹岡貴文

議 題：次第参照

---

### 1 開会

事務局の紹介。

### 2 議題

#### （1）会長の選出

井奥委員を会長に選出。会長が議事録署名人2名を指名。

#### （2）「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況について

##### 事務局

資料4「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況について、基本方針の1「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように」の重点課題の（1）相談窓口の設置、情報の提供等（P1～P5）及び（2）の経済的負担の軽減（P6～P8）について、抜粋して説明。

##### 委員

（7ページ）警察が担当している公費負担制度で（イ）精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度と（エ）被害直後の居住場所の確保の全国水準と照らしてとは、他の都道府県と制度の違いがあるのか、それとも同じような制度だが高知県では利用が進んでいないのか。

##### 事務局（県警察）

公費負担制度については各県でそれぞれ差がある。現在、警察庁から全国の県警察に対して公費負担制度の平準化を図り、全国の制度に差が生じないように各県警察が指導を受けている。高知県警察についても、例えば本県の性的犯罪の実施要領では被害者に被害届

出の意思が曖昧な場合等は支出を見合わせるという要領になっているが、届出意思が明確でない場合でも、支出できるようにするとか、精神科医による診察の医療費については、上限回数の定めがあるが、幅広く3年間ぐらい利用できるようにする等、警察庁から基準を示されており、規定の見直しを図っている。

## 委員

警察庁が全国平準化するために示した指針に合わせて、今後改定していくということか。

## 事務局（県警察）

そのとおり。

## 委員

（8ページ）のエ 新たな経済的支援制度、（ア）生活資金の補助（イ）転居費用の補助（ウ）再提訴費用の補助のところで、「相談・問合せはあるが支援制度の利用につながっていない」という課題があり、今年度要因分析するとあるが、周知して相談もされているのに利用につながっていないとなると制度そのものに問題があるのでは。

## 事務局

制度的な問題だけでなく、県内における重要犯罪が相対的に減っている等いろいろな要素がある。制度的なものは、定期的なこうち被害者支援センターとの協議の中で、より柔軟な制度にしてはどうかという話もあるので、今後検討していきたい。

また、補助申請のネックになっていた診断書は、今後、公費負担で対応できる。

公費負担でのカウンセリングの回数は、現在1人につき2回までを公費負担としているが、被害者の方からのニーズがあると聞き、公費負担の回数を増やし柔軟に対応することとした。抜本的な制度の見直しについては、委員の皆様の意見を聞きながら、また他県の状況も踏まえて検討していきたい。

本県の補助金制度は他県と比べて対象が広い。例えば、性犯罪の場合、加療を要するという医師の診断があれば補助金の対象となる。他県に比べて被害者にとって進んでる部分もあるので、他県や国の状況を見ながら一層使いやすい制度にしていきたい。

## 委員

診断書がないと補助金を申請できない、その診断書を取得する費用が自己負担なのでそれがネックになってるという理解でよろしいか。それは解決できたということか。

## 事務局

そのとおり。

## 委員

申請する時に必要な診断書料が後から返ってくるという理解でよろしいか。

## 事務局

そのとおり。こうち被害者支援センターが立替えすることもできる。

## 委員

カウンセリング回数については、制限が無くなったのか。

## 事務局

制限が無くなったわけではない。令和3年度までは基本的に1人1回まで公費負担とし、令和4年度からは1人2回まで公費負担で運用していたが、5、6月にこうち被害者支援センターと協議をする中で、基本的には3回まで、ケースによっては5回まで公費負担にするよう柔軟に対応するようにした。

## 委員

制度を見直す必要はなく、現状の制度のまま運用上の改善で対応できたということか。

## 事務局

そのとおり。

## 委員

全く同じところが気になっていたが、今お答えいただいた。補助金制度を創設するにあたり、県は全市町村を回り、最終的に県が補助金を支払う形にしてきたが、せっかく作った制度なので活用いただけるよう分析をしっかりとしてほしい。

## 事務局

チラシ、Twitter やラジオ広報などでも周知しており、補助金制度の問い合わせについても、去年に比べると増加してきている。申請につながりそうな相談もあるので、犯罪被害者に寄り添った形で支援できるよう努力していきたい。

## 会長

先ほどの診断書料の件だが、資料4の8ページの生活資金と転居費用の補助の相談が11件、2人という数字になっているが、この2人から診断書のことについての声が上がったわけではなく、こうち被害者支援センターで相談を受けるなかで声が上がったということか。

## 事務局

そのとおり。こうち被害者支援センターと月1回程度実施している調整会議の中で診断書の件についてそのような声が出てきた。これを受けて課内で検討していると、診断書は公費負担制度が利用できるということが判明したので、こうち被害者支援センターにお伝えした。

## 会長

診断書が公費負担の対象ということをアナウンスしていけば相談実績にもっとつながっていくのでは。

## 事務局

センターと連携を取り、支援制度の充実を図っていきたい。

## 委員

当センターでの令和3年度の相談総件数は787件、そのうち性被害の相談は全体の64%の504件。補助金制度の広報には、県も当センターも努めている。昨年度は、補助金制度の対象が令和3年4月1日以降の被害に限られていることに加えて、加害者へ損害賠償請求をすることを視野に入れて補助金制度の利用まで至らなかったというケースが複数あった。また、生活資金の補助では、申請の段階で、犯罪行為であったことを立証できず既に不起訴処分となっていたため申請に至らなかったり、転居費用の補助では、申請から交付までの期間を待たず、周囲の方の助けを借りて県の補助制度を利用せず県外へ転居した事例もあった。この県の補助金制度は常に領収書が伴うため、使い勝手が悪い。

令和4年度には、県への申請を事前に問い合わせた件数が5件ほどある。生活資金の補助で、性被害の方の交通費を検討していたが、加害者への損害賠償請求を検討しており申請まで至らなかったケースがあった。カウンセリングに関しては、現状では公費負担制度を利用し、公費負担の基準回数を超えるケースは補助金での対応を検討することとなるが、できる限り公費負担制度を利用できるよう柔軟な対応をお願いしたい。DV被害で傷害を受けた方の交通費や医療費を補助金で検討して欲しいケースもあったが、性被害として認

められないということで対象外となったケースがあった。県の補助金制度が創設されたことは、大変評価すべきことだが被害者支援に直結して使えるかという、いろいろな制約があり必ずしもそうとは言えない。

被害者の方に制度が活かされるよう今後協議を重ねていきたい。

## 事務局

この件については、4月以降に何度もセンターと協議しており、財源が公費であり、適正な使われ方で進める必要があるのでバランスを取りながら真摯に対応していきたい。

## 会長

できる範囲内で相談しながら、やっていただきたい。

## 委員

県には膨大な資料をまとめていただき非常に感謝しているが、この補助金の制度を含めて、犯罪被害者等支援制度自体がかなり複雑になっているし、実際運用してみると色々な課題が出てきている。分かる人にしか分からなくなってきつつあり、せっかく今日、有識者の方々に集まっていたが、分からないまま聞いている状態になっていると思う。分からなければ、意見も言いにくくなるので、被害者支援に特化した仕組みの部分だけに絞り、A4の1枚程度で作成いただけるとすごく有り難い。現在の資料では、理解が難しいし、意見がいただけないと思う。

昨年度の推進会議での委員からのご意見で、出来ている部分だけではなく、出来ていない部分を示し、委員から意見をもらってはどうかというお話があったが、正にその通りだと思う。出来ている部分はよく分かるので、補助金の申請に結びついていない要因分析をするにしても、要因をこの会議で共有すればよい。

補助金の転居費用の場合だと、急いで転居をしたいが、センターに相談して申請書を提出をしてもすぐに補助金が振り込まれるようにはなっておらず、何回か面接相談が必要であると説明をすると、「じゃあ、引っ越しを早くしたいので、もういいです。」ということになることが予想できる。被害者の方から私はこれをしてほしい、このお金が足りないとはっきりお話しすることはない。被害に遭われた後、混乱状態で自己コントロールを失い、自分が何かSOSを出したり、助けてもらったりすることが当然と思えない状態にあるので、被害者の方とお話をしている中で、子育てでこういうことが大変とか、今の家にいると被害に遭ったときのことが何度も何度もよみがえるからしんどいという話を聴くと、転居や子育てのサービスが必要なのではないかと支援者側が気づき、提案していく作業が必要だと思う。申請ができるので必要であれば来てくださいというやり方では、制度があっても

被害者の方には届かないと思う。

資料4の1ページ目の(1)のアの二つ目の行の高知弁護士会との協定締結のところで、相談実績4件と聞くと、少ないと思うかもしれないがそうではない。法テラスの対象になる方や、すぐに使える貯金が300万円未満の方は日本弁護士会連合会の無料相談があるので、大体の方はそこで対応できるが、そこでも対象とならない狭間の方だけが、この制度を使うことができる。狭間の人もキャッチできるように県が制度を作ったのは本当に有り難い。センターでの法律相談ではかなり弁護士が関与していると思うが、何件だったか。

## 委員

令和3年度、弁護士が関わった直接支援は267件で、センターでの法律相談は79件、うち67件が性被害者の法律相談だった。

## 委員

資料4の1ページのイの(ア)の犯罪被害者等の支援相談窓口のところで、令和3年度相談実績47件、24人と記載があるがすごい数字だと思う。相談を受ける中で、補助金に結びつくニーズがないか、相談実施報告書にチェック欄を入れる等して聞いてもらいたい。

この中から7件、法テラスにつないでいるようだが、ただ電話番号を伝える情報提供にとどまらず、同行したり予約を入れたりしっかりつないでもらいたい。法テラスも犯罪被害者支援実績が多い弁護士につながっていくルートと、被害者支援をあまりやってない弁護士につながるルートがあるので、県から被害者支援に精通した弁護士につないでもらうと被害者の方も安心だし、ニーズにかなっていくと思う。

最後に質問を。補助金についてだが、不起訴処分になると申請ができないのかという点、損害賠償請求を検討していると申請ができないのかという点を教えていただきたい。

## 事務局

質問については、補助金の対象は、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、警察に被害届が受理されている者に限るとしているので、結果的に不起訴処分になっても、被害届が受理されている場合は補助金の対象になる。結果的に不起訴になった場合や、心神喪失等で無罪となった場合でも、基本的には補助金の対象になる。また、損害賠償請求を検討している段階では、対象にはならないということはない。既に損害賠償金を全てもらっているのであれば、調整する必要はある。

資料が膨大で分かりにくいという点は、次回の会議の際には犯罪被害者の支援に特化したものを別途A4、1枚程度のものを用意できるように検討したい。ただ、犯罪被害者に特化した制度だけではなく、他の支援制度もいろいろ盛り込んでいくのは国の犯罪被害者白

書も同じなので、特化した制度だけでなく、既存の制度を含めて、トータルとして犯罪被害者等支援をしていきたいと考えている。

また、昨年度の笹岡委員の意見も踏まえて、成果だけではなく課題の欄も設けたところであり、良いところだけではなく、課題も今回の資料で提供させていただいた。

補助金については、被害者からの相談を受けるとき、被害者の方から補助金が必要とは言わないとの話があったが、センター、当課ともに相談者にそういった投げ掛けをすることを一緒にやっていく必要がある。特に、この生活資金については、限度額以内であれば何度でも申請できるなどなるべく柔軟に対応できるようにしている。

令和3年度の相談実績の47件、実人数24人は、明確に犯罪に基づくものは2人だけで、あとはご近所トラブルや健康の悩みなどであった。法テラスへの情報提供を実施したのもそういったものなので、今後、被害者の方のニーズを踏まえて、同行支援や電話予約を取るなど対応していきたい。

## **委員**

カウンセリングについて質問をしたい。課長の説明では、他県と比較しても高知は少ないほうではないということだったが、カウンセリングはケガとは違い時間がかかるので、数か月間継続的にカウンセリングを実施して、だんだん回復に向かっていくのだと思う。数回カウンセリングを実施し、どこかへつなげていくことを考えているのか。

## **事務局**

センターのほうでカウンセリングを実施し、その後必要であれば、医療機関へつなぐことを考えている。

## **委員**

センターでのカウンセラーの配置状況と、どういう立場の方がカウンセリングをしているのか。

## **委員**

センターでは、3名の公認心理師にお願いしている。カウンセリングは1回や2回で問題が解決することは難しいので、センターでも今後実績を積み重ねて県へカウンセリング回数の増加をお願いしたい。裁判が終わると事件は解決したように世間は言うが、被害を受けられた方は全く解決しておらず、時間がたてばたつほど被害の状況がトラウマのようによみがえる。そういった症状が被害者本人だけではなくて、ご家族にも関係してくるというケースもあるので、今後、支援対象者に家族も検討をお願いしたい。

## 委員

これは一番大事なところだと思う。県内の各学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されているが、相談者にとって誰にも知られずに相談できる環境にはなっていない。学校によっては、相談がある場合は学校へ連絡し、管理職や担当者が取次ぎをして日程調整を行っており、それではなかなか相談をしようという気にはならない。子供たちは誰にも知られずにそっと相談に行きたいと思っている。正門や職員室、教室の前を通らず、誰にも会わずにカウンセラー室に来れるというしくみを保障するということが大事。残念ながら、教育現場ではまだ全部に周知がされていないので、そこでもネックになっている。

## 委員

制度ができれば、①周知の徹底、②活用、③課題や問題点を改善・改定する ということが非常に大事。センターと事務局で要点を明確にして、短期で改善できるもの、中長期的に考えていくもの等整理し、皆で共有すれば委員自体の理解も深まるし、今後の犯罪被害者の支援の取組も推進できると感じた。

## 会長

ここでの議論の中で、経済的支援制度についてはいろいろ意見がでたが、見舞金ではなく補助制度で始めたことなので、助成制度である限りは対応できない部分、改善することが可能な部分、これから運用を改めることで解決できる部分、幾つかのパターンがあると思う。今まで出てきた問題点やセンターとの協議で出てきた課題を整理し、次回の推進会議までに各委員に説明に上がるという形でどうか。

## 事務局

論点を整理し、中長期的なもの、短期で改善できるもの等整理し、委員へご説明にあがる。

一点訂正をしたい。先ほど不起訴処分になった場合、補助金の対象にならないことはないと申し上げたが、不起訴の理由は様々であり、補助金の対象になるかどうかはケース・バイ・ケースである。例えば、犯罪による被害だと確認できなかった場合に補助金の対象とならなかった事例もあるので、必ずではなくケース・バイ・ケースであるとお知らせしたい。

## 会長

次の9ページから14ページの基本方針1の残りの部分と15ページから23ページまでの



基本方針2「犯罪被害者等を支える地域づくりのために」は併せて説明をお願いしたい。

## 事務局

資料4の(3)「日常生活の支援」から(7)「雇用の安定等」まで(P9～P14)と基本方針2「犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために」(P15～P23)について説明。

## 委員

17ページのイの(ア)の下欄で、令和3年度に10市町村が広報紙へ犯罪被害者等支援に関する記事を掲載し、課題としては3分の1の市町村しか掲載がなかったとあるが、市町村によって紙面の大きさも違うし、それぞれの事情があるので、各市町村の掲載締切等情報を把握した上で、締切に間に合うような形で活用したらどうか。

## 事務局

今年5月に実施した市町村担当課長会で広報紙への掲載を口頭でお願いし、広報紙への掲載依頼を8月に文書で発出予定。

## 委員

パレードの周知だけにとどまらず、掲載締切等を確認した上で、他の事柄の周知に対しても活用していったらどうか。

## 会長

事務局は吉野委員の意見を踏まえて前向きに広報するように積極的に取り組んでいただきたい。

## 委員

センターでは、出張法律相談を隔月で四万十市と安芸市で開催している。この2つの市町村では、開催される月の広報紙に出張法律相談を掲載してもらっている。

先ほど犯罪被害者週間の行事でパレードという話が出たが、今年度は、犯罪被害者講演会を予定している。講師は、ピアサポート大分、絆の会代表の佐藤悦子氏。飲酒運転によるひき逃げで当時24歳の次男を亡くされた方。この事故を受けて、遺族の自助グループを設立し、大分県下の市町村を順次回られて、平成30年4月1日に県の条例が制定、平成30年度に大分県の市町村全てが特化条例を制定。この原動力となったのも佐藤さんの行動のお陰と聞いている。

センターとしても、高知県下34市町村に条例を作る運動をと毎年スローガンを挙げてい

るが、実行ができてない状況。他の市町村の特化条例制定に向けた取組についても佐藤氏からお話いただければと思っている。関係者へは改めて案内する。

## 会長

事務局と調整をお願いしたい。今回の説明に限らず、全般で質問や言い漏らしたことがあれば。

## 委員

前半の議論で委員からも意見があったが、資料4が膨大過ぎて肝心なところがかめない。犯罪被害者がちゃんと支援されているかどうかを知りたい。該当する犯罪がどれぐらい起きているのかを把握し、その事案に対しての被害者の数が知りたい。要は、分母になるものが分からないと相談件数の増加が良いことなのか判断できないので、対象となる事案が何件で、それに対しての相談件数が知りたい。

電話相談が何件だったかなどそれぞれの件数も大事なこともかもしれないが、そもそも相談件数の実数が何件か、それをどのように支援したのか、そこをうまくまとめたら、困った犯罪被害者を支援できているのかどうかをこの会議で議論できる。センター、県、警察で、そういうデータを共有した上で問題点やどうしても支援できなかったケースを提示いただけると議論ができる。

## 事務局

殺人、強盗、放火、強制性交等、強制わいせつといった重要犯罪は、平成28年から大体年間40件ぐらいで推移しているが、令和3年度は28件と減少した。内訳は、殺人が3件、強盗が6件、放火が1件、強制性交等が2件、それから強制わいせつが16件。比較的最近治安は良くなってきているが、全く犯罪が発生していないわけではないので、工夫していきたい。

## 会長

今回の会議での議論に向けての資料精査をお願いしたい。

## 委員

膨大な資料の件もだが、チラシやパンフレット、リーフレットを作成するに当たって、枚数が適当かどうか。今は紙媒体より電子媒体を使用することが非常に多い。若者だけでなく幅広い世代がスマホを使っているので、全てを電子媒体にするのは難しいとは思いますが、自分だったら紙媒体は要らない。スマホのカメラで写し、後で時間があるときにじっくり

拡大して見るような時代になってきている。できるだけ時間と経費を削減して被害者にとって得られやすい情報づくりというのが非常に大事だと思う。

参考資料1の補助金に対するQ&Aを作成していただいているが、非常によくできていると思う。被害者の方が自分はどれに当てはまるか分かり、相談につながると思う。

## 事務局

確かに紙媒体だけでは限界がある。そのため、今年度からはTwitterでの広報も始めている。

## 委員

今年度、二次被害について県がポスターの作成を計画しているようだが、二次被害の防止については、引き続き、県、警察とも相談したい。支援する中で、被害者の方から二次被害についてしんどい思いをしているということもよく耳にするので、社会全体で二次被害を受けてる人がいるということを理解いただけるようなポスターを作成いただきたい。

## 委員

カウンセリング回数は、いつを終結にするか、一区切りをどこにするかの判断は非常に難しい。唐突にあと1回で終わり切られてしまうと新たな傷つき体験や見捨てられ感につながっていくので、現状のようにケースによって柔軟に対応していただきたい。

## 委員

国として特別な休暇制度を周知しており、厚生労働省でこういったリーフレットを作成して、労働局でも配布や案内をしている。引き続き県と協力して周知していきたい。

## 会長

私からは1点要請を。ワンストップ支援センターは、相談時間が24時間365日体制の県と、本県の性暴力被害者サポートセンターこうちのように平日の9時から17時以外の土日祝日は、国のコールセンター対応と二極化しているようだが、国の強化方針は4年度で終了し5年度から新しい強化方針が閣議決定され、センターの運営交付金も拡充予定とのこと。本県も性犯罪の相談が多いので5年度に向けて拡充できるようであれば、検討していただきたい。

## 事務局

承知した。

## 会長

事務局からお知らせがあるとのことなのでお願いしたい。

## 事務局

〔参考資料3について説明。〕

## 会長

本日の議事を受けて、県の経済的助成制度については、意見を踏まえた資料を作成し、各委員に説明に上がるという形でお願いしたい。もう一点、次回の会議に向けては八田委員からお話があったように犯罪被害と被害者の実態、支援センターの意見と事務局の対応、それぞれに対する対応状況と、それらを踏まえた課題ということで、ビジュアルな資料づくりを念頭に準備をお願いしたい。

## 事務局

以上をもって令和4年度第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議を閉会。